

---

(11) 地すべり対策事業の仕組みを教えてください。

---

---

**事業の目的**

地すべり対策事業は、地すべりの防止を図るために地すべり防止施設の整備等を行うものです。

---

**事業内容**

- (1) 地すべり防止工事
- (2) ぼた山崩壊防止工事
- (3) 関連事業
  - ・暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、浸透の著しい用排水路の改修等地すべり防止工事と直接関連して行われ、地すべり防止の機能を果たすもの
  - ・ため池の移転又は用排水路の移転等地すべりによる二次被害の増大を排除するもの
  - ・農道の整備又は区画整理等地すべり地帯において土地利用を合理化することにより地すべり防止工事と同様に地すべりによる被害を軽減することに役立つもの
- (4) 地すべり防止施設長寿命化対策工事

---

**採択要件**

- ・地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域に指定されていること。  
(地すべり区域の面積が5ha以上であること)
- ・上記(1)、(2)においては総事業費が7,000万円以上のもの。
- ・上記(3)においては、地すべりによる被害を除去または軽減するために必要と認められるもの。
- ・上記(4)においては施設長寿命化計画が策定されており、総事業費が概ね800万円以上のもの

---

**負担割合**

国 50% : 県 50%

---

**事業主体**

- (1)、(2)、(4) : 県
- (3) : 団体